

『陰徳記』から『陰徳太平記』へ

——戦国軍記の衰頽——

笹川祥生

(一)

香川宣阿は、「陰徳記序」の中で、彼の編纂にかかる『陰徳太平記』が、『陰徳記』の「長ヲ取り短ヲ捨テ繁ヲ芟リ略ヲ補ヒ従テ之ヲ潤色」して完成されたものであると述べている。ところが解題の類を一覧するに、

陰徳記 八十卷 陰徳太平記の原本にして著者同じ。文飾少く中央の記事も後者より簡なり。(谷口為次『山中鹿介』)

あるいは、「子宣阿が補遺を加えたもの」とするなど、後世読者の印象は、主として、「略ヲ補ヒ従テ之ヲ潤色」したことに傾いているように見うけられる。

もちろん、そのような印象を受けるのも、全く無理からぬことである。第一に、畿内・四国・九州に関する記事の多くは宣阿によって、補われたものである。また、新しい章段がつけ加えられただけでなく、記事に文飾を加えた部分も少なくない。たとえば、

少シ高キ所ニ引上テ防ケルカ尽ク打下シ只死ナントノミ働キケル程ニ敵ヲ討事雖レ不知レ数終ニ其所ニテ討レニケリ(『陰徳記』⁽¹⁾八・塩冶末次ノ城合戦之事)

とあるのを、

小高キ処ニ引上リ四方ニ敵ヲ受暫シ戦フト見エシガ一度ニ颯ト打下シ東西南北縦横無尽ニ切テ廻リ敵ヲ討事不知レ員ト雖其身鉄石ニ非レバ終ニソコニテ討レニケリ(『陰徳太平記』⁽²⁾七・末次城合戦事)と変え、また、

桂左衛門尉元澄ヲ被レ召汝ハ聞ユル精兵ナリアノ瓢箪ヲ通ハス綱ヲ射切テンヤト宣ヘハ(『陰徳記』十・備後国高之山之城降参之事)とあるのを、

桂左衛門佐元澄ヲ被レ召イカニ元澄汝ハ聞ユル大弓ノ善射ニテ斛律光カ鵬ヲ射紀昌ガ蝨ヲ貫クノ術ヲ得タリアノ瓢箪ノ綱射テ落シ候ヘト宣ヘバ(『陰徳太平記』九・備後国高野山降参附桂元澄弓勢之事)と、故事を引いて飾る類である。また、人名については、『陰徳太平記』

の記述が、『陰徳記』と比べ、一般に詳細である。一例を示せば次の通り。

井上カ一類山県ノ者トモ三百計ニテ（『陰徳記』十一・太郎丸並池内合戦付湯原弥次郎討死之事）

赤川左京亮南方宮内少輔秋山隼人羽仁藤兵衛中村豊後守波多野源兵衛井上源五郎同源三郎同右衛門太夫同与三右衛門山県ノ一族一手ニ成テ三百許リ助ケ来リ（『陰徳太平記』十・太郎丸並池内合戦附湯原弥次郎討死之事）

さらに、宣阿は香川家の祖先の名を顕彰することにも熱心であったよう、新たにその名を追加したり、あるいは序列を変更するなど、盛んに細かい配慮を行なっている。

三村修理亮家親ニ宣ヒケルハ（『陰徳記』三十九・大江之城没落之事）

三村修理亮家親香川左衛門尉光景兩人ニハ略下知セラレケリ（『陰徳太平記』三十九・大江城没落并富田勢夜討之事）

* 伯耆大江城を元就の命によって攻めたときのことである。『陰徳記』では、香川光景は三村家親に「差添」えられたことになっている。

元春朝臣ニ相隨人々ニハ熊谷伊豆守信直ハ略下知セラレケリ（『陰徳記』五十一・私部麓同戦）

其外広田桜井福与利福田牛尾吉田周布都治久利岡本山田香川飯田已下一万七千余騎（『陰徳記』五十一・私部麓同戦）

元春父子随逐ノ兵ニハ熊谷伊豆守信直ハ略下知セラレケリ（『陰徳記』五十一・私部麓同戦）

利岡本山田已下二万七千余騎（『陰徳太平記』五十一・私部麓合戦）
このように宣阿の潤色した部分を採摘列挙してみると、『陰徳記』は、原本らしく、いかにも「文飾少」ない作品であるかのような印象を受ける。しかし、『陰徳記』と『陰徳太平記』について、もう少し詳しく検討すれば、『陰徳太平記』が『陰徳記』に新しい記事や文飾を加えただけのものであるという理解は適当でないことを知る。宣阿が「短ヲ捨テ繁ヲ芟リ」と述べたことは、単なる文章のあやではなかったのである。

(二)

合戦場面は、通常軍記者がもつとも力を入れて描写するところである。はなやかな表現——それは、しばしば、いうところの類型的表現に流れやすいが——で彩られるところである。また、時代が下るとともに潤色されやすい部分でもある。『難波戦記』⁽³⁾によって、その一例を示そう。

寄テヤ戦フ待テヤ有利ト敵味方
共ニ前後ヲ見合テ互ニ馬ニ白泡
嚙セテ待居タル処ニ松倉豊後守
舍弟十左衛門下知シテ鉄炮ヲ打
掛闕ノ声ヲ揚ケルニ後藤カ兵ノ
中ヨリ青漆ノ鎧著タル兵駈合テ
松倉ト鎧ヲ合ケルカ互ニ手負テ
相引ナリ（内閣文庫蔵元禄十四
年書写本卷二十・大和口寄手事

寄手や戦ふ待チテや利有ソと敵
も味方も前後を見纏て互に馬に
白泡嚙せて相待居たる所に松倉
豊後守重正か舍弟十左衛門尉重
宗下知して鉄炮を打掛鯨波を揚
後藤か兵も同ク時の声を合ス其
声天に響坤軸も摧ぬべし大坂方
にも強敵を挫ク気天を廻し地傾
んとする機をとき勢を吞と云へ

附後藤基次討死事

共恩を荷ヒ徳を戴たる東国勢数万騎に対して戦フべしとハ見ざりけり斯所に松倉十左衛門鎗を握て一番に突て懸りけるに後藤か兵の中より青漆の鎧着たる兵是も一番に駈合松倉と鎗を合けるか互に手負て相引にす(架蔵宝曆八年次田直昌書写本卷四・大和口寄手之事附後藤基次討死之事)

すでに掲げたいくつかの例のみを見れば、『陰徳太平記』も、時代が下るにつれて、内容表現ともに膨張してゆく軍記の通例から逸脱するものではないようにみうけられる。

ところが、いま少し詳しく『陰徳記』と『陰徳太平記』を比較するにたとえば合戦場面の描写にしても、宣阿の表現を簡略にした部分が少なくない。

『陰徳記』

武田勢ノ一ノ先ニ扣タル毛木筒瀬已下無手ト渡リ合シノキヲ削リ鏑ヲ破鉢先ヨリ火焰ヲ出シ責戦鯨浪矢叫ノ音天ニ響キ地ニ動シテ天帝修羅ノ戦モ角コソ有ケメト大便敷シ大将ハ何モ不劣強

『陰徳太平記』

毛木筒瀬等渡シ合セテ戦ケルカ競懸タル丹比勢ナレバ已ニ勝色ニ成テ毛木筒瀬一度ニ颯ト引タリケリ(三・有田合戦附元繁戦死之事)

将勇将ナリ士卒ハ互ニ輕命惜名義士勇士也手負死人ヲ蹈付乗越エ我先ニト進タリケルカ競懸タル丹比勢ナレハ已ニ勝色ニ成ルト見シカ無難突崩サレ毛木筒瀬一度ニ颯ト引タリケリ(三・有田合戦付武田元繁討死之事)

右に示した『陰徳記』の文章は、『太平記』あるいはその他多くの軍記にしばしば用いられる常套的修辭をつなぎあわせたような表現である。宣阿はそれを徹底的に簡略化してしまっている。こうした例は随所に指摘できるし、また、合戦場面に限らないのである。さらに、宣阿によってそっくり切り捨てられた章段も一二にとどまらない。そして宣阿によって切り捨てられたものを検討することによって、正矩と宣阿の間に、単なる原作者と補訂者という以上に、体質の違いの存在することを発見するのである。したがって、簡単に、『陰徳記』を増補したものが『陰徳太平記』であると理解することは、両記の間の差異を見すごすことになりかねないのである。

宣阿が元春の吉川家相続に関する記事をはじめとして、いくつかの章段を『陰徳太平記』編述にあたって切り捨てたこと、そして、それが、『陰徳太平記』を文字通りの陰徳陽報の記録たらしめようとした、宣阿の強烈な目的意識のなせるわざであることについては、すでに前稿「戦国軍記の形成」(本誌前号)の中で略述した。本稿は前稿をうけ、『陰徳太平記』が『陰徳記』と比較して、何を失い、何を獲得したかを考察し

戦国軍記が成長発展の道を歩み終えるにいたった理由を解明する一つの手がかりとしたい。

(三)

『陰徳記』と『陰徳太平記』を比較検討するとき、『陰徳記』に用いられた仏教的知識に基づく表現を、宣阿が殆ど削除・簡約していることに気づくのである。たとえば、尼子経久死去の際の尼子一族の嘆きは次のように表現されている。

『陰徳記』

晴久其外新宮党ノ人々歎キ悲ミ
給フ事無限サレハ大聖釈尊スラ
八十年ノ春頭北面西ニノ失給ヒ
ヌ増テ况ヤ濁世ノ凡夫ヲヤ生老
病死苦ハ難免習也其上齡已ニ八
旬ニ余リ給ヘハ年齢ニ残リ多シ
ト云事無シト雖三浦ノ大介ハ百
六迄長生シタリト伝聞ケハ今十
年ノ内外ハ存生可レ給物ヲト悲
涙セキアヘ不レ給(十四・尼子
経久逝去并義隆雲州発向之事)

『陰徳太平記』

晴久ヲ始メ新宮党ノ人々歎キ悲
ミ給事無限是ニ付テモ敵国機ニ
乘リ味方ヲ弥思ヒ悔ラン事上下
悲マヌ者ハ無リケリ(十三・尼
子経久逝去竝大内義隆雲州発向
之事)

武将の死が釈迦入滅に喩えられることは珍らしいことではなく(『三河物語』)、いわばありふれた表現である。そして前に一例を示したように、『陰徳記』に用いられた常套的な表現を、宣阿が簡単にしているこ

『陰徳記』から『陰徳太平記』へ

とは少なくないのであるから、ここにあげた例も、あるいは文章表現上の技術的な要求から簡約されたもので、仏教臭のある表現であるという理由から削除された、と考えるべきではないのかもしれない。『陰徳記』中、尼子興久の自害に関して述べられた忍辱太子の説話が、『陰徳太平記』では、ごく簡単に取扱われている(巻九)こと、『陰徳太平記』巻六十一「元統欲討直重」条に引用された『大智度論』や『梅檀樹経』の説話が、『陰徳記』では詳述されていることなども、同様の解釈が可能であろう。『陰徳記』の引用の仕方は、確かに繁瑣にすぎる嫌いがあるからである。しかし、

造次顛沛ニモ武道ノ志怠ラス諸仏諸神ニ頭ヲ傾ケ祈ヲ成シ一度武名ヲ天下ニ発シ当世の諸將ニ独歩シタリト世挙テ唱ルトモ(『陰徳記』十七・少輔次郎元春与ニ熊谷信直息女ニ嫁娶之事)

造次顛沛ニモ武事ノ志ニ怠ラズ假令攻取戦勝ノ功勲ヲ建テ当世ノ諸將ニ独歩ノ名ヲ得トモ(『陰徳太平記』十六・元春娶ニ熊谷信直之女(一事))

と書き改める一方、同じ章の中で、

今信直カ娘ヲ望ム所ハ全ク容顔端正ナリト聞テ云ニハ非ス汝カ云ケルヨリハ形ノ醜ト聞テアリ形醜ケレハ人は嫁セン事ヲ不好父信直モ亦此息女ニ嫁セン者稀ナラント思ヘシ然ラ我是ヲ望マハ信直我志ヲ感ル事ハ世ノ人ノ智ヨ舅ヨト云ヘルヨリハ百倍センカ左有ハ我志ヲ身命ヲ抛テ可レ被レ報(『陰徳記』)

とある部分は、

今信直ガ娘ヲ望ムハ全ク容顏嬋妍ナルヲ以テセズ渠ガ形色ノ黄頭黒面孔明ガ婦ニモ過ギ傍行僂僕登徒子ガ妻ニモ越エタリト聞クサレ共心行ハ容貌ニ不レ因鍾離春齊宣王ノ后ト成テ国治リ孟光梁鴻ガ妻ト成テ礼義アリサレハ信直ガ嫡女形醜ケレバ人は不レ娶父ノ歎キ又何許ソヤ然ルニ今予是ヲ嫁セバ信直吾カ心ヲ感悦シテ世ノ人ノ智ヨ舅ヨト珍重^{モテハヤス}二百倍センカ左アラハ信直コノ志ヲ報ゼンニ争カ身命ヲ不レ抛^ス（『陰徳太平記』）

と、中国の故事を引いて詳述している。ところが、

境殿モ能心ヲ付テ見給タリ世尊ノ花ヲ拈シ給ヘハ迦葉破顔微笑シ給モカ、ル有様ニヒトシカルヘシ色ヲモ香ヲモ知ル人ソ知トハ此等ノ事ニヤ可^レ有（『陰徳記』四十三・五月十八日之合戦之事）

とあるのを、

御辺モ能心ヲ付テ見給タリ色ヲモ香ヲモ知ル人ソ知トハ此等ノ事ヲヤ可^レ言（『陰徳太平記』四十二・五月十八日合戦之事）

と改めたり、

孔孟ノ道ニ心ヲ尽シ釈氏老氏ノ跡ヲ慕ヒ（『陰徳記』十八・義隆卿究^ス諸道之淵源一事）

を、

孔孟ノ道ニ心ヲ尽シ老荘ノ跡ヲ慕ヒ（『陰徳太平記』十七・大内義隆卿諸芸研究之事）

と改めるなど、仏教臭のある表現は、かなり注意深く削除されているのである。これは、宣阿が釈門に身を置いた人であることから考えれば自然のようにも思われる。しかし、香川晃氏蔵『香川系図』によれば、

以庶人不可得古今集之伝授之故入遊行廿二世尊遵上人之門受二条家流古今伝授

というのが宣阿出家の事情であり、発心が動機ではなかったと伝えられる。岩国香川家の正矩から数えて六代目の当主景晃（天保七年死去）から黄中景柄にあてた書信の中にも

宣阿老師曾祖考（＝春継のこと）之志を御継始隣善と申儒者ニ候処為和歌入釈門遊行上人より伝授を御受

とある由である（香川晃氏の御教示による）。このことを信ずるならば、晩年はともかく、『陰徳太平記』編纂の事業に従事していたころの宣阿にとつて、僧形をしていても、それは便宜的なものにすぎず、心情的には、あいかわらず儒者隣善であったと考えられる。そして、『陰徳記』から仏教臭をかなり執拗に排除する一方では、中国の故事を引いての潤色には熱心であるという事実もその考えを助けるのである。

（四）

宣阿が出家の後も、依然として儒者隣善の立場を捨てていなかったことは、『陰徳記』に比べ、『陰徳太平記』では、頻りに義が強調されているという事実によつても推測できよう。たとえば、天文九年、尼子氏の兵に郡山城を包囲された元就から、大内義隆に援軍が要請され、大内家では軍議を開いた。席上、義隆は救援を主張するが、義隆の発言は両記の記述を対照するに次の通りである。

『陰徳記』

『陰徳太平記』

晴久吉田ノ城取詰ラル、濫觴ハ
晴久吉田城取詰ラル、濫觴ハ元

元就義隆へ一味ノ故也然ハ爰ハ何ノ思慮工夫モ有マシ他ニ讓道アリトテモ不レ遁所也(十三・大内勢後詰之事付宮崎合戦之事)

就義隆ニ一味セラレシニ縁所謂ナレハ後詰セン事尤義ノ不レ遁所也(十二・大内勢後詰附宮崎合戦之事)

義隆とともに救援の兵を送ることを力説した陶隆房の意見もまた、義に力点をおいた主張に書き改められたのである。

『陰徳記』

元就ヨリ手ヲ入テ味方ニ降ラレナハ後巻シ給ハスト雖強チ当家ノ弓矢ノ疵トモ成マシキカ其サへ後楯ニ頼テ味方ト成タルヲ見捨シハ鬼番木石ニ齊シカルヘキニ増テ況ヤ此方ヨリ味方ニ与セラレヨト兎云角云語ラヒ給ヒシニ依元就モ同心セラレシヲヤハ略ヱカ、ル由緒アル元就ヲサヘ急ニ臨テハ不レ救ト思ナハ重テ味方ニ与スル者モ候マジハ略ヱ当家興亡ノ二ハ今度ノ戦ニアリ唯何ノ御思惟モナク片時モ急キ後詰セララルヨリ外ハ他事有間敷(同前)

『陰徳太平記』

元就ヨリ好テ一味セラレタランヲサへ後楯ニ頼タル隣国ナレハ不レ救レ之シテハ隣好ノ義嗣候ベシ増テ況ヤ此方ヨリ千計万方手ヲ入氣ヲ執テ味方ニ来リシヲヤ今是ヲ見統不レ給ハ勇義共ニ失ツテ当家瑕瑾天下ノ笑ヲ招キ永代ノ嘲ヲ残スノミナラズ近国遠境ノ諸士ノ思ハン所モカ、ル由緒難レ遁元就ヲサヘ急ニ臨テハ不レ被レ救レ之此義ヲ不レ知ガ所レ致ニシテ勇無ニ起レリト思侮テ後來味方ニ来リ与スル者無ク成テ当家武威ノ衰ベキ端ニテゾ候ベキハ略ヱ興亡ノ所レ分勇義ノ

また、毛利氏の九州出征中、大内輝弘が山口を急襲したとき、津和野吉見氏の留守居の家臣は山口鴻峯に籠る毛利氏の兵を救援する。両記の説くところ、そのときの事情は次の通りとなっている。

『陰徳記』

留守居ノ者評定シケレハイサトヨ山口鴻嶺ノ市川等無勢ナルヘシ加勢セントテ伊藤左近赤木等ヲ大将トシテ五百余山口ヘト打立ケリ(四十六・仁保合戦之事)

『陰徳太平記』

留守ニ居ケル諸士評定シテ曰輝弘鴻峯ノ城ヲ攻テ已ニ数日ニ成ヌ然ヲ吾等当城ノミヲ守テ加勢セザランハ勇義ノ不レ足所後日ニ至テ正頼如何可レ宣ヤラン兎角馳向テ不レ可レ不レ戮レ力トテ伊藤左近赤木下瀬等魁首ニテ五百余人山口ヘト打立ケリ(四十四・仁保合戦付山代徳地一揆蜂起事)

このように義によって武士たちが行動したことを強調した表現は、『陰徳太平記』中、類例が多い。

一般に軍記の作者は、伝統的に、義を重んずる人物を賞揚するのが常である。戦国軍記においても同様で、

大勢ノ中ニ切テ入り敵三騎切テ落シ其身モ共ニ討レケル剛成哉義成哉(『雲州軍話』⁽⁵⁾首)

といった表現は、討死した武士に対する最大級の讃辭とみるべきであろう。逆に、「義ヲ取失」うことは、「禽獸ニ等シキ事」だ、と批判される。

光秀此事ヲ聞知テ山崎宝寺天王山ニテ防戦スヘキトテ軍卒ヲ引ツレテ馳向フ然レトモ諸軍士光秀カ君臣之義ヲ取失ヒ禽獸ニ等シキ事能知トイヘトモ当分ノ威風ニ恐怖シ随ヒ磨キタル事ナレハ秀吉公早速ニ打上ラセ玉フヲ歡喜シテ心々ニ背キ去テ彼麾下ニソ從ヒケル(『余吾庄合戦覚書』上)

したがって、宣阿が義を重視すること自体は別段意外な現象といえない。また、義を重んじて行動する戦国武士も皆無ではなかったであろう。ただ、義によって行動することは、一つの理想図であり、乱世を生きぬいた武士たちの大方の心情は、もっと屈折したものであった。正矩はそんな動乱の時代の実態をよく認識していたようである。たとえば、義隆の臣、冷泉隆豊の口を借りて、次のようにいう。

如何ニ忠節忠功ノ浅深ヲ糺賞ヲ行レンニモ財無クンハ兵勇ム事不レ可レ有唯詞計ヲ以感セラレタルノミハ婦人ノ仁ナルヘシサレハ祿重キ則ハ義士輕^レ死ト云ヘリ(『陰徳記』十九・冷泉判官隆豊諫諍之事)

義士といわれる武士でさえ、充分な反対給付があつてこそ、はじめて必死の働きもする、というのである。無条件で主君に殉ずることは期待されない。それは、赤穂四十七士を義士と讃える心情とかなりの間隔をもつ義士観である。宣阿には、こうした戦国的義士観が十分に理解できなかつたようである。

冷泉隆豊自身は、終始義隆のために粉骨碎身し、終には義隆の死に殉

じた忠臣義士——元禄期の感覚においても——の典型ともいうべき人物として『陰徳記』にも『陰徳太平記』にも描かれている。ただ、両記における隆豊像の把握の仕方は趣きを異にするようである。

隆豊が隆房の陰謀を察知し、隆房を刺殺して事を未然に防ぐことを決意したときの気持を、両記の作者はそれぞれ次のように描写する。

『陰徳記』

既ニ反逆無^レ所^レ藏是ヲ見付給ハサル大旨將ノ義隆ニ与ンテ亡ン事無念ノ次第ナリ君ノ為ニ命ヲ捨^レン事惜ムヘキニアラサレハ迎隆房富田ヘ引籠謀反ヲ企ナハ君ト共ニ死^レン命ナレハ今先立テ陶ト差違テ死義隆卿ノ急難ヲ可救ナリ(二十・陶隠居付冷泉諫言之事)

『陰徳太平記』

カレ富田ヘ引籠リテ謀反セハ君ト共ニ死セン事必定也君辱則臣死スト云リ迎モ死^レン命ナレハ今陶ト差違テ君ノ急難ヲ可^レ救(十八・陶隆房隠謀之事)

『陰徳記』における隆豊は「君辱則臣死」という教条に無批判に従っているわけではない。もともと『陰徳記』において隆豊は義隆に対する執拗な批判者として登場し、隆豊の諫言を主たる内容とする章だけでも巻十八「冷泉判官隆豊諫言之事」、巻十九「冷泉判官隆豊諫諍之事」、巻二十一「陶隠居付冷洋諫言之事」の三章にわたっている。諫言の内容も詳細かつ具体的であり、また、齒に衣を着せぬ硬骨漢らしさがよく描き出されている。これに対して、『陰徳太平記』では、『陰徳記』十九「諫諍之事」にあたる章はなく、『陰徳記』二十一「諫言之事」にあたる部分

は卷十八「陶隆房隠謀之事」中に縮少吸収されてしまっている。残存部令も全体に簡略となり、隆豊の諫言も常識的な内容に改変されている。次に一例を示す。

『陰徳記』

茶ノ厚薄茶器ノ善悪ノミノ旣ニ
テ弓馬ノ營兵道ノ学廢レ果公家
ノ果出家ヲチノ如クニ成給コソ
口惜ケレハ略ノ義隆卿ノ御行ヲ
見申スニ夫ニハ引替今ハ武家ノ
道尽ク廢レ果唯門跡ノ果茶ノ湯
坊主ノ終ノ如クニ成給ヒシ事コ
ソ口惜ク存候ヘ(十八・冷泉判
官隆豊諫言之事)

『陰徳太平記』

茶ノ厚薄古器ノ善悪ノ旣ヲノミ
シ給コソ口惜ケレハ略ノ然ルニ
公ノ御行迹ハ武ノ道悉ク廢レ儒
仏ノ学ヲ專トシ喫茶蹴鞠ノミヲ
業トシ給フハ是何事候ヤ(十七
・冷泉隆豊諫言之事)

(五)

宣阿が戦国的雰囲気を『陰徳太平記』に一切とり入れなかったかといえ、そうでもない。たとえば、『陰徳記』には、合戦風俗の一つである奪頭の実態が紹介されている。元就が本庄常光を誅戮したときのことである。討手の一人、二宮木工助は常光と格闘し、やがて首を掻こうとした。

其俣押テ頸ヲ搔ントスル所ヲ小早川衆井上又右衛門三十人計ニテ押
カケ頸ヲ奪ントシタリケリ二宮如何ニ井上殿サシモ名将ト名ヲ得サ
セ給隆景公ノ御手ノ衆奪頸スル様ヤ有御大将ノ軍法ノ瑕瑾也ト云ケ

『陰徳記』から『陰徳太平記』へ

レハ井上サナ云セソトテ二宮カ刀ヲ奪取頭ヲ取テ押ヘ手足ヲトラヘ
引張已ニ撮ミ殺サルヘク覺シカハ二宮今ハ無力ト思ヒ如何ニ井上殿
頸ヲハ可進候間人ヲ御ノケ候ヘト云タリケリ更ハトテ井上下知シテ
人ヲノケタリケレハ二宮モ約諾ナレハ無ニ異儀ニ間井上本庄カ頸打(三
十六・本庄父子誅戮之事)

そして、元就には二宮が取押え、井上が首を取ったと報告され、相高名として激賞されたというのである。

或ハ奪首ヲ心懸。亦相討ニモ無物ヲ。相討ニシタカル世ノ中ニ。(『朝鮮記』乾)

という記述を見ても、戦国期に奪首の盛んに行なわれたことは推察される。この「奪首」という行為自体は、戦国時代に発生したものでなく、先行軍記の中では、『承久軍物語』にも次のような挿話が記されている。

小河太郎これを見てよきかたきぞとおもひをしならべてくまんとする所をかぶとのまつかうぬきうち丁とうたる小川太郎めもくれ心もきえけれどもよろひの袖にとり付引ふせ二ひきがあひだにどうとおつおつるとひとしく心をしづめてみればわがくんだるかたきくびはなかりけりこはいかにと見る所にそばにゐたりけるいづのくにの住人平馬の太郎がとつたりけり小河の太郎これを見ていかになんぢはひが事するかといひければ平馬の太郎くびをば返しぬ(四)

平馬太郎は「ひが事するか」と詰問されて首を返した。しかし、井上又右衛門は二宮木工助の抗議に耳を貸さず、「さな云せそ」と開き直り同士討すら辞さない気配であった。そこには、手段の是非を問わず、味方を犠牲にしても、ひたすら名利を獲得するために邁進する戦国武士の方

姿が鮮やかに浮び上がる。正矩が奪首という、いわば不法な行為を否定的に描かなかつたのは、それを戦国期に起り得た一つの現実として素直に受けとめ、また、戦乱体験者との直接の接触を持ち得た者として、戦国の気風に別段の抵抗感を持たなかつたためであろう。そして、宣阿のこの事件に関する叙述も、『陰徳記』と殆ど変わらないのである。

また、『陰徳記』十一ならびに『陰徳太平記』十に、井上与三右衛門という武士が尼子氏の将牛尾遠江守の同朋琢阿弥と一騎合の勝負を行なう話がある。与三右衛門の武具は矢一つ、琢阿弥は太刀という約束であつた。与三右衛門の放つた矢は琢阿弥の楯に命中したが琢阿弥の身には当らなかつた。琢阿弥は楯を投捨て太刀をかざして走りかかつたが、そのとき、与三右衛門は隠し持った第二の矢を放ち、矢は琢阿弥の胸板を貫いた。琢阿弥はなおも死力を尽して戦うが、ほどなく倒れ伏し、首をとられたのである。両記ともに

城中ニハア、射タリ井上ト咄ト感ジドヨメク声暫ガ程ハ不_レ静

とある。正矩はこの与三右衛門を「心ノ利タル兵ニテ」と評価し、宣阿もそのまま受けついでいるのである。ところが、京都大学文学部蔵正徳二年板『陰徳太平記』には、この記事の欄外に「井上与三右衛門甚た比興至極之者也」と書き入れがある。宣阿は後代の読者にくらべれば、戦国武士の言動にまったく無理解であつたともいえないようである。

(六)

このように、『陰徳太平記』の中から乱世の臭いを感じることは不可能でない。しかし、『陰徳記』と比較するとき、基本的には、宣阿にと

って戦塵の真只中に生きた人々の考え方が受け入れ難いものであつたことは明らかである。たとえば、元就は陶氏討伐のため、伊予の能島一族の応援を求めた。そのときの勧誘のことが両記に記録されている。

『陰徳記』

『陰徳太平記』

陶入道悪逆積累シテ主ノ義隆ヲ討ノミカ杉伯耆守ヲ亡シ大内家ノ大身ノ輩己ニ肩ヲ并ル者共ヲモ我郎等ノ如ニ仕候間無念至極ニ存候刻吉見正頼ヲ攻亡シテ渠カ領地ヲ奪取ント仕候吉見亡ヒテハ元就カ身ノ上タルヘント存則儀兵ヲ揚ケ己ニ於ニ敵嶋 _ニ 勝負ヲ決セント仕候武吉道安味方ニ同心セラレ候ナハ勸賞ハ可 _レ 任 _ス 望 _ニ 候ト云送ラレニケリ(二十八・能嶋久留嶋与三元就一昧之事付弘中参河守軍評定之事)	陶入道悪逆積累シテ主君義隆卿ヲ弑スルニ由テ元就復 _シ 仇報 _ル 恩義兵ヲ興シ今度於ニ敵嶋 _ニ 興亡死生ヲ試ミ候武慶通康悪 _ニ 悪感 _ル 義元就一味ノ左袒ヲ被 _レ 露候ニ於テハ勸賞ハ可 _レ 任 _ス 所望 _ニ 候ト被 _ニ 言送 _ニ ニケリ(二十六・能嶋久留嶋与三元就一付弘中隆包軍議事)
---	--

宣阿にとって、「吉見亡ヒテハ元就カ身ノ上タリヘシ」と、自己の安全を慮って「義兵」を揚げる、という論理は承服し難いものであつただ。

高松城攻めの際、恵瓊が秀吉と毛利氏との和睦工作をしたことはよく知られている。『陰徳記』によれば、清水宗治から自害の同意をとりつけてきた恵瓊に秀吉は、

謔ニ云ヘルカ如ク敵ニ強キ者ハ味方ニ強シトナレハ信長モ毛利三家ト和睦シテ西国ノ退治ノ事ハ担任セ我ハ東夷北狄ヲ攻メ平ケンニ於テハ天下泰平ノ功速ナルヘシト常ニ宣ヒシ也今我和睦セシメ候也ト云ハ、我為モ宜シク和僧モ亦拔群ノ賞ニ可被預也（六十三・清水兄弟自害之事付秀吉与輝元元春隆景和平事）

と言ったという。『陰徳太平記』ではこの部分、

弥京芸和平ヲ遂各東西ヲ征伐シテ天下治教休明ナラン事和尚ガ忠功第一ノ先ナルベキ間拔群ノ賞ニゾ可預ト宣ケルヲ聞テ（六十六・清水宗治自害付秀吉与元春隆景和睦事）

となる。宣阿が秀吉を「前因メデタク天ノ加護深キ人」と考える以上、その秀吉が「我為モ宜シク」などと、自己の利益を思う心を表明することはあり得べくもなかったであろう。この「我為」意識こそ、おそらく戦国時代の最大のエネルギ源といえようが、宣阿にとって、それは肯定するわけにはいかないものであった。煩瑣になることをいとわず、宣阿が「我為」意識を否定した例をいま一つ示しておく。『陰徳記』五十七「神西カ女房之事」ならびに『陰徳太平記』五十七「神西元通之妻義死之事」は、上月城で討死した神西元通の妻が京に上り寓居し、思いを寄せる信長の近習不破将監の強引な誘いをはねのけて自害し、貞節を全うする挿話である。神西の妻の家主である松尾勾当は、不破将監に仲介を強要され、元通の妻を、

御コトモ帰ラヌ夫ノ別ヲ悲ミ給モ還リテハ妄執モ深ク候又人ノ歎ヲ深ク負ヒ給ハ、後ノ世ノ障リトモ可成ナレハ唯彼人ノ望ヲ叶ヘ給ヘ然ハ行末ハ国ノ主ノ御台処ト崇メラレ給フミカ角申我等迄家富栄ヘ

『陰徳記』から『陰徳太平記』へ

テ何かシノ檢行殿ト喚レン事ノ嬉シサヨ是モ偏ニ生国出雲ノ神ノ御恵ナルヘシ宗程ノ御歎ハ去事ナレトモ夫ニ別レテ又人ニ馴ルモ世ニ例多キ習ニテ侍ソヤ（『陰徳記』）

と説得する。しかし、勾当の欲と二人連れの言動は宣阿の容認するところとならず、『陰徳太平記』では、

サノミ帰ラヌ別ヲ悲ミ給モ却テハ妄執深ク覚候又人ノ歎ヲ深ク負給ハ、後世ノ障リ共成ヌベキニ彼人ノ志ニ従ハセ給ヘ夫ニ別テ後又人ニ馴ルハ世以例多キ事ニ候

と短絡されてしまうのである。この一章、『陰徳記』では、不破将監が、一人の「色好ナル男」として神西の妻によせる恋慕の心、心すすまぬ仲介を進めながら、一方では自己の栄達にも心惹かれる勾当の複雑な気持がそれぞれの確に叙述され、興味ある挿話となっている。『陰徳太平記』では、二人の男は、単に女の貞節を賞揚するための道具に過ぎず、性格もよほど単純化されてしまっているのである。

宣阿は、その著『草庵集蒙求諺解』⁽⁹⁾の中で

昔見し友をばいとふ山里も花ゆる人になる、春かな
という和歌について、

山居ゆる昔の友をさへいとふ身なれども。春になればおのづから人もとひ来て。思ひの外あれこれの人になる、は。花故とおもふゆるしひてもいとほれぬ也。これ物に凝滞せぬ心にて。優寛なる所也と注し、宣長に

物に凝滞せぬ心などいへるは。歌人の意にあらず。歌はもと物に凝滞し執着する心よりよみ出る物なり。すべて近代の歌学者は。歌道

の本意をわきまへずして。やゝもすれば儒経禅録などの趣に説なす事を好み。聞人もそれをよき事とのみ思へるはいかにぞや。『草庵集玉箒』⁽¹⁰⁾

と批判されている。宣長のことばのうち、歌人を戦国武士（あるいは戦国時代に生きた人々）、歌を戦いとも言いかえたならば、それはそのまま、『陰徳太平記』とその編者としての宣阿に対する評言となるであろう。

もつとも、泰平の世に生をうけ、成長した宣阿が、戦乱の余波の未だ収まらぬ時期に人となった正矩ほどに、戦国の気風を理解し得なかったあるいは、それを時世に伝える必然性を感じなかったとしても当然といえよう。

(七)

『陰徳太平記』の中に史実と反する記事の存在する事は、後世史家の不満の種の一つである。それは、たとえば『防長郷土資料文献解題 第一輯』（山口県史編纂所編・昭和十五年）に「一読興味ある野乗なれど充分に信を置き難いものである」とあることから察しられる。しかし虚構の採用が、ただちに作品の価値を減ずるものでないことは、軍記一般について言い得るのである。『陰徳太平記』の作者だけが曲筆の責を負うことはない。また、神田勝久は『浪速軍記全解』⁽¹¹⁾の中で、

能心ヲ留メテ道理ニ合フト不合トヲ以テ其虚実ヲ弁スヘシタトヘ偽説ナリト云ヘトモ前後ノ理全カラハ正説トスヘシ所謂記録ハ虚録実録ナリト朱晦菴ノ云ヘルモノハ是ナリ（巻二）

と明言している。軍記の性格を当時の人たちがどのように考えていたかを知る上で重要な発言といえよう。現代風にいいなせば、「軍記は事実の記録ではなく、真実の記録だ」⁽¹²⁾ということになるか。もちろん真実、といっても作者における真実であることは論をまたない。

宣阿が虚構を採用し、あるいは事実を切りすてたとしても、それは記録を作成する上での一つの立場であり、そのこと自体非難するにはあたらない。問題は、それによって作者が何を獲得したか、ということであろう。

戦国軍記が単なる戦闘の経過、あるいは結果のメモであることを脱したとき、軍記作者は、事件の解釈・批判を試みようとする。そして、その解釈・批判は、道理の存在を主張し、道理との距離がどれほどであるか、を論ずることなのである——天道思想がからみあうことも多い——

そふじて御憐み深くおはしまし故なく人を誅させられたるためしこれなし。かやうの道理をもつて威を天にふるひ天道の御冥加にかなひまし——て御威光をたちまち天よりあらはしみせ給ふなり（『太閤さま軍記のうち』⁽¹³⁾）

道理、あるいは理ということばを頻りに用いている——正矩以上に——ことをみれば、宣阿もまた陰徳陽報の思想を中心として、道理をもつて歴史を批判しようと考えたことは疑いない。また、宣阿が相当の批判精神の持主であったことは、たとえば隆景に対する批判が、かなり手ぎびしいものであるのを見ても——「利ニ由テ義ヲ忘給へリ」などと批判をくり返している——想像できよう。元就の事蹟を史実とは離れたところで再構成したのも、批判精神の一つの表現と考えられないことはない。

虚像が道理の権化として理想化されればされるほど、実像の道理に悖る部分を痛烈に批判する結果となるからである。脱藩同様に出家を敢行し岩国に連れ戻されながらも、結局は自己の意志を貫いた宣阿が、それだけの批判精神の持主であったとしても不自然ではない。この批判精神こそ、『陰徳記』を超えて宣阿が獲得したものといえよう。

もつとも、宣阿の批判精神も不徹底なものであった。『陰徳記』に数ヶ所叙述された、家康に関する記事を『陰徳太平記』の編述にあたってすべて削除したこともその一例であろう。「太閤記を好んで読み、大阪攻めからんで家康の心事を憎み徳川家の批政を罵倒し、「狸ぢゃい」と叫んで講席から姿をくらましてしまった」（佐野孝『講談五百年』）という名和清左衛門の最後の消息が事実であれば、その行動的批判精神には数歩を譲るものであろう。

もともと、道理を重んずる心は、伝統的秩序を好む心に根ざしやういものであるから——『愚管抄』もその一例であろう——、伝統的秩序が容易に否定される雰囲気の漲っていた乱世を、道理という理念によって解釈批判すること自体、不徹底に終るべき宿命をもっていたのではなからうか。そして、二条派歌学という伝統的秩序そのものの世界に自ら沈潜していった宣阿の場合はもちろんのこと、戦国軍記作者が、道理によって混乱の時代を論評しようと考えたとき、戦国軍記の衰弱は始まったといえるのではないだろうか。

結論的にいえば、宣阿の失ったものは獲得したものよりも大きく、全体として『陰徳太平記』は『陰徳記』よりも後退したと評価せざるを得ないであろう。そして、『陰徳太平記』は、戦国軍記史の終焉を告げる

『陰徳記』から『陰徳太平記』へ

一つの典型的作品であると思われる。

注1 山口県文書館蔵写本による。

注2 正徳二年板本による。

注3 『難波戦記』本文の系統論はあらためて行なわれる必要がある。ただし記事・表現ともに次第に増補されていったことは、ほぼ疑いないと思われる。

注4 実は藤沢二二世、遊行四五世。宝永四年十月入寂、世寿七十歳。（『時宗年表』による。）

注5 改定史籍集覧本による。

注6 続群書類従本による。

注7 同右。

注8 同右。他の『承久記』諸本にも、この話は見える。表現は本によって多少相違する。

注9・10 筑摩版本居宣長全集第二巻による。

注11 内閣文庫蔵本による。

注12 昭和四十三年五月二十六日付朝日新聞（大阪）朝刊「ドキュメンタリー それは「演出」される」の中の森ディレクターの発言「『やらせ』大賛成。ドキュメンタリーは事実の記録ではなく。真実の記録だからだ」を借りる。

注13 戦国史料叢書本による。

附記1 『陰徳記』と『陰徳太平記』について、前稿「戦国軍記の形成」

（本誌前号）にも多少言及してあるので、あわせてお読みいただければ幸いである。

附記2 本稿の執筆にあたっては四十五年度文部省科学研究費の助成を受けた。

（一九七一年八月四日受理）